

令和5年10月2日

「津山市A I デマンド交通システム導入業務」企画提案に関する
質問回答書

標記の件につきまして、いただいたご質問と回答は次のとおりです。

	質問内容	本市回答
1	車両へのラッピング等を予定しているか。	現状は、マグネットシート等を利用した簡易なものを考えており、ラッピングの予定はありません。
2	「一度配車予約を紐づけた車両について、その後の予約状況の変動に応じ、順次その時点で最適な車両に予約を紐付け直す機能」の使用はどのような時を想定しているのか。	即時予約で運行する場合や利用者が事前に予約していた時間を変更した場合を想定しています。
3	管理者Webからの予約情報の修正とは、どのような修正を想定しているのか。	利用者が事前に予約していた時間を変更することを想定しています。
4	公募案件に類似する業務実績について、委託予定先の実績でよいか。	委託予定先は含みません。
5	システム上でデジタルクーポン・定期券などの発行・運用について、デマンド交通システムに連携する別アプリでの対応で大丈夫でしょうか。	システムを運用するアプリ内で完結することを原則とします。
6	予約締切（18時または19時）より前に電話受付が終了するが、電話受付の場合は前日の17時までを締切とするという理解でよいか。	電話受付の締切は、ご認識のとおりです。
7	各地域での運行時間中に利用者及び運行事業者（主にドライバー）から乗車等に関する問い合わせ（待ち合わせ場所に利用者がいない、または待ち合わせ時間にデマンドバスが来ない等）の対応については、運行時間内を対応時間という想定でよいか？	電話対応については、月曜日から金曜日午前9時から午後5時までを想定しております。

※質問の趣旨を明確にするため、文章表現を一部変更しています。

	質問内容	本市回答
8	チラシ作成に関しての相談・支援については、具体的なデザイン作成を含むものと想定でよいか。	原則的には、デザイン作成も含むものと想定しております。
9	「相乗り」の定義についての確認となります。、具体的には複数の乗客が同一の車両に乗り合わせることを意味しており、国自旅第297号（令和3年10月29日）における「相乗り」とは異なるという理解でよいか。	相乗りの定義は、国自旅第297号で定義されている相乗りとは異なり、乗合旅客の定義となります。
10	車両のラッピングに関するデザイン作成と理解してよいか。	ラッピング、マグネットシート等を利用した簡易的なもののことです。 回答1も参考にしてください。
11	こちらで記載されている双方とは、専用スマートフォンアプリとWebからの予約の両方が必要ということか。	どちらかが利用できればいいです。
12	「運行車両への乗車降車情報をリアルタイムに配信する」とはどのような場面を想定されているか。 予約情報の配信と理解してよいか。	利用者が、車両を待っているときや車両に乗車しているときに車両の位置情報を確認することを想定しています。 予約情報配信とは異なります。
13	「即時予約」とは、具体的にどのような予約か。また、本事業は前日予約締切のため、基本的に全て「事前予約」となる理解でよろしいでしょうか。	即時予約とは、利用者が「これから利用したい」という予約のことです。 実証実験では事前予約で実施しますが、将来的に即時予約も想定されるため「即時予約」「事前予約」双方の対応としております。
14	利用に関する料金の徴収に関しては、現金及びクレジット等の支払全般について運行事業者での業務と想定しておりますが、運行管理システムとの連携とはどのような機能となりますか。	キャッシュレス決済によって発生した利用料金の確認などを想定しておりますが、全てのキャッシュレス決済と連携が必要というわけではありません。
15	時間を任意に指定する機能について、具体的に想定している条件はあるか。	想定としては、「〇〇駅を〇時〇〇分に発車する列車に乗るので〇時〇〇分までに到着してほしい」といった、到着時間を指定することを想定しています。
16	「英語表記対応」とあるが、ユースケースは？ また、英語表記利用は月何名を想定しているか。	ユースケースとしては、外国人観光客や在留外国人を想定しています。 また、月の利用者数は、30名程度を想定しております。

	質問内容	本市回答
17	一日あたり、何件程度を電話で受け付ける想定か。	電話での受付は、20件～30件程度を想定しております。
18	電話番号について、ナビダイヤル、市外局番等、番号指定はあるか。	番号指定は特にありません。
19	仕様書の5. システム運用内容の(8)乗降ポイントについて、「ドアツードア型で運行する場合は、下記のポイントは参照しない。」とあるが、ドアツードア型に対応できるシステムの場合はシステムに乗降ポイントの設定は不要という認識でよいか。	乗降ポイントが全く不要ということではありません。 仕様書5. システム運用内容の2つめ、3つめ、4つめの※印のポイントは設置するものとします。
20	企画提案書の参考見積書について、ドライバーのタブレット端末の調達費は含むという認識でよいか。また含む場合、台数は仕様書の5. システム運用内容の(3) 運行台数で「1地域あたり1台の車両がデマンド運行を行う。」とあることから、今回運行する4区域(加茂地域、阿波地域、勝北地域、久米地域)で最低4台用意するという認識でよいか。	参考見積書にタブレットの調達費用は含みません。